

検視等立会医師に対する謝金支給について（例規通達）

（令和2年3月17日）

（栃捜一第2号ほか）

このたび、検視等立会医師に対する謝金支給について（平成27年3月7日付け栃捜一第一号ほか例規通達）の全部を下記のとおり改正し、令和2年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 検視等立会謝金の支給対象及び除外事由

(1) 支給対象

検視等立会謝金は、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「検視等」という。）に立ち会った医師（以下「立会医師」という。）に対して支給するものとする（(2)の除外事由のいずれかに該当するものを除く。）。
ア 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条第1項の検証
イ 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第104条第1項の実況見分
ウ 刑事訴訟法第229条第2項の規定による検視
エ 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条第2項の規定による死体の調査
オ 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第5条第1項の検査
カ 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第8条第1項の規定による身元を明らかにするための措置

(2) 除外事由

ア 病院又は診療所に搬送された又は入院中の患者が死亡した場合において、当該病院又は診療所の医師が立会医師となった場合（次の各号のいずれかに該当する場合を除く。）
（ア）当該立会医師が1(1)オ又はカを実施した場合
（イ）当該立会医師が鑑識活動の立会人となった場合
（ウ）前二号に掲げるもののほか、当該検視等を担当する検視官又は検視指導官（以下「担当検視官等」という。）が必要と認めた場合
イ 解剖医が立会医師となった場合
ウ 立会医師が検視等立会謝金の受給を拒否した場合
エ 刑事訴訟法第229条第1項の規定による検視に立会う場合
オ 前各号に掲げるもののほか、担当検視官等が不要と判断した場合

2 検視等立会謝金の費用負担区分及びその金額

(1) 1の(1)アからウまでのいずれかに該当する場合

国費により1体につき3,000円を支給する。

(2) (1)に該当する場合以外の場合で、1の(1)エからカまでのいずれかに該当する場合

県費により1体につき3,000円を支給する。

3 関係書類の作成及び支給申請手続

(1) 警察署が行う手続

警察署長は、立会医師から検視等立会実施報告書（別記様式第1号）及び振込依頼書（別記様式第2号）の提出を受け、交通事故に起因する死体取扱は交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）に、交通事故以外の死体取扱は刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）に、それぞれ検視等の終了後、速やかに送付すること。

なお、検視等立会実施報告書の立会医師氏名は、記名押印又は署名とする。

また、振込依頼書は、初回のみ提出すれば足り、それ以後は省略することができるが、記載内容について変更が生じた場合は、その都度、速やかに送付すること。

(2) 交通指導課が行う手続

交通指導課長は、交通事故に起因する死体取扱について、検視等立会謝金支給一覧簿（別記様式第3号）を備え付けるとともに、検視等立会実施報告書及び振込依頼書を1か月ごとに取りまとめ、検視等立会謝金支給一覧簿の写しを添付の上、速やかに捜査第一課長に送付すること。

(3) 捜査第一課が行う手続

捜査第一課長は、交通事故以外の死体取扱について、検視等立会謝金支給一覧簿を備え付けるとともに、上記(2)の交通指導課長から送付された交通事故に起因する死体取扱分も含め一括して、検視等立会実施報告書及び振込依頼書を1か月ごとに取りまとめ、支給調書（別記様式第4号）、検視等立会実施内訳書（別記様式第5号）に添付の上、速やかに警務部会計課長に送付すること。